**大学生等によるいじめ・不登校対策等支援事業実施要項**

田原本町教育委員会

１　事業の趣旨

多様な不安や悩みを抱える児童生徒の個別の状況に応じた支援を強化するため、将来、スクールカウンセラーや教員を志す大学生（大学院生を含む。以下同じ）をボランティアとして公立小学校及び中学校に配置（以下「大学生ボランティア」という。）し、学校の教育支援体制の一助とすることにより、いじめや不登校の未然防止・早期対応等児童生徒の健全育成につなげる。

２　事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

（１）大学生ボランティアを公立小・中学校に配置する。

資格・活動内容等については、「大学生ボランティアの運用について」により別途定める。

（２）町教育委員会（以下「町教委」という。）は、各学校の要望と大学生ボランティアの希望を調整

するとともに、各種研修会等の企画・運営等及び大学生ボランティアのサポートを行う。

３　事故等への対応

大学生ボランティア本人の活動中の事故等については、町教委が加入するボランティア保険で対応

する。

４　活動実績の報告

大学生ボランティアは、活動の状況について別記様式にて月ごとに報告する。また、町教委は必要

があると判断した場合には、別に報告を求めるものとする。